



遠野市監査委員告示第1号

令和5年1月5日

令和4年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、令和5年1月5日付け遠財第65号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子
遠野市監査委員 奥友康悦





遠財第65号

令和5年1月5日



遠野市監査委員 様

遠野市長 多田 一彦



令和4年度定期監査（前期）の指摘事項に対する措置方針について（報告）
標記のことに付いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 宮守地域活性化センター管理費（繰越明許費）（修繕料）【宮守総合支所】

【指摘事項】

インターロッキング修繕工事の工期を2期に分けて発注した理由として、天候・通行量の考慮を挙げているが、隣接した箇所であり特に工期を分ける必要は認められず、随意契約ではなく指名競争入札による発注が適正であった。

また、誘導灯の取替えは10万円を超える修繕であり、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬが1者のみの見積りであった。

【改善方針】

上記指摘のあったことを踏まえ、今後の発注業務において、改めて遠野市契約規則をはじめとした規則及び要綱を再確認し、適正な事務執行に努めます。

(2) 次世代自動車普及促進事業費（急速充電器保守管理業務委託料）【経営企画課】

【指摘事項】

契約を締結する場合には、仕様書等でその委託業務内容を明確にしなければならないが、履行場所の記載がなく業務内容にも不明確な点があった。

【改善方針】

この度の指摘を受けた要因は、確認不足のため、契約書に仕様書が不足してしまったことにあります。

今後、契約書を作成する際には、必要書類をリスト化するなど、契約書類を不足させないように改善を図り、添付書類を複数回確認して適正な事務執行に努めます。

【対応状況】

令和4年11月28日 経営企画課から契約相手方に連絡し、契約書に仕様書が不足していたことの謝罪及び仕様書の内容確認の依頼を連絡。

契約相手方から経営企画課が示した仕様書の内容で、認識していたことをメールで確認。

11月29日 経営企画課から契約相手方に、市と契約相手方の仕様書に対する認識に相違ないことを証する確認書の取り交わしを依頼。契約相手方から確認書の取り交わしについて承諾を得たことから、契約相手方に別紙確認書の確認を依頼。

12月20日 契約相手方から、確認書の確認が遅れている旨、メールで報告を受領。

担当	総務企画部財政課 菊池 (内線 810-224)
----	-----------------------------